

# 小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- |              |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式     |

質問件名 疑問だらけのいじめ重大事態調査報告書が公表されたが

質問要旨

先日 5 月 13 日、小平市立学校のいじめ申立てに関する調査報告書(以下、当報告書と呼ぶ)が市ホームページで公表された。内容はいじめ重大事態の調査報告書である。当報告書に関して多くの疑問があるため、以下質問する。

1. 当報告書の「調査に至った経緯」をまとめると、「事案発生当時に学校は当該事案をいじめと認識しておらず、当該生徒・保護者からもその訴えがなかったが、その後代理人弁護士から通知が届いたため重大事態と認知した。」と理解できる。しかし調査の概要には「重大事態の認知より前に、約 6 か月間、学校が調査した」と書いてある。いじめの認知もされていない中で、学校は 6 か月間も何を調査していたのか。また、なぜその重要な経緯について、何も書かれていないのか。
2. 個人特定につながる恐れのない「代理人弁護士から重大事態である旨の通知が届いた日付」を墨塗りしている理由は何か。またこの墨塗りは保護者の要望か。この日付が隠されていることから、学校や市教育委員会の不適切な対応が隠ぺいされているのではないかという疑いも出てくる。なぜなら、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」では、学校は重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会へ報告するとされている。対応を怠ったため、重大事態の通知が届いた日付を隠したのではないか。もし仮にそうなら、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会も隠ぺいに手を貸したこととなり、重大な問題である。墨塗りした理由を「個人特定につながる恐れのため」というなら、上記の隠ぺい目的ではないと理解できるよう、その根拠を具体的に説明願う。
3. 関係者の参考とし、再発防止のため、また総合教育会議で議論を行うためにも、調査結果はなるべく早く公表した方がよいと考える。今回、調査結果の市長報告から公表までになぜ 8 か月以上かかったのか。また調査結果について、公表までの目標期間は定めているか。
4. 令和 5 年 2 月 7 日のいじめに関する文部科学省通知において、主としていわゆる生命心身財産重大事態に関しては、総合教育会議を開催し緊密に連携して対応することとされている。また同時に、会議の開催のみを目的とせず、市長と教育長が一体となって取り組む協議の場として実質的に機能するよう取り組むことともされている。今回のケースは生命心身財産重大事態だが、なぜこれらのことを実施していないのか。また、これまでに市が対応した生命心身財産重大事態について、上記の通知で求められている総合教育会議を開催していない件数は。
5. 当報告書に記載されている再発防止に向けた提言を実施するためには、人員や予算を伴う場合もあり、実施するための計画等が必要と考える。学校と教育委員会は実施するための計画等をつくったか。また、この約 8 か月間で、当報告書にある提言の実施状況は。
6. 文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」には、学校と教育委員会は調査結果を市長へ報告する際、その後の対応方針も報告・説明することとされている。当報告書と併せて市長へ報告がなされたその後の対応方針はどのようなものだったか。
7. これまで市長へ報告されたいじめ重大事態の調査結果の累計件数と、そのうちいじめ被害者や保護者からの所見が添えられた件数は。
8. 当報告書を公表することで、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会と市教育委員会は、それぞれ具体的にどのような効果を期待しているか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 5 月 21 日 小平市議会議員 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【     】
